

# 住居確保給付金のご案内

## 令和2年4月から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職におけた活動をするなどを条件に、原則3カ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

(これまで) 対象：離職・廃業から2年以内の方

要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により

収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

令和2年4月30日以降

ハローワークへの求職申し込みが不要に



### 主な給付要件チェックリスト

項 目					チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？					<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていませんか？					<input type="checkbox"/>
可見市の場合(単位:円)	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	
収入基準額(月額) 【基準額+支給家賃額】	107,000	150,000	177,700	212,700	
金融資産(世帯全員)	468,000	690,000	840,000	1,000,000	
支給家賃額(上限額)	29,000	35,000	37,700	37,700	
※5人世帯以上の方は、お問合せください					
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？					<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方は、給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、ご相談ください。  
連絡先：[可見市社会福祉協議会](http://www.city.kanumi.lg.jp/soshisei) (電話) 61-2525